

『住民と自治』(通巻664号)8月号付録 2018年8月1日発行 自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第187号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノどんぐり103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: http://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

○ 小山まち研第4回定期総会開催	2
○ 少子超高齢社会における まちづくりNPOの役割に関する一考察 陣内雄次	4



とちぎ地域・自治研究所第17回定期総会

— 太田正氏（作新学院大学名誉教授）を理事長に選出

とちぎ地域・自治研究所は、6月10日午後、宇都宮市内で第17回定期総会を開催しました。

● 前半の記念講演は「TPP・FTA、自由貿易協定でどうなる日本の食と農業」で、講師はフリージャーナリストで食べ物通信の編集顧問なども務めておられる小倉正行氏でした。

最初に、食料自給率38%という日本の輸入食料依存度の実態を紹介。小麦製品需要量の9割を輸入小麦に依存、生鮮野菜と冷凍野菜の輸入量は日本の野菜生産量の14.5%を占め、冷凍野菜の輸入量の75.5%が中国と米国产、2012年から2016年に牛肉の輸入量104%に増、国内生産は



90.1%に減、豚肉は輸入量115.4%に増、国内生産は98.6%に減、砂糖の輸入依存度は58.4%等々……………

激流のなかにある食と農の情勢のキーワードは、食料自給率38%、TPP11、日欧経済連携協定、米の生産調整の廃止、直接支払交付金の廃止、種子法の廃止、卸売市場法の改悪と指摘。

そして、TPP11は、TPP協定の組込みや効力発生、脱退、加入の規定などわずか7条の貿易協定だが、安倍内閣は日本が乳製品の輸入枠やセーフガード規定の見直しを求めることによって、交渉が難航し、閣僚会合の合意が先送りされることを回避して、日本農業を踏み台にして、合意形成を優先したとしました。GDP約7.8兆円の押し上げとする経済効果や体質強化によって生産や農家所得が確保され国内生産が維持されるという政府の影響試算も全く非現実的だと批判。

TPP11協定のもう一つの懸念は、48時間通関制度が日本で初めて稼働することによって、検査率の低下や検疫所の過重労働を招くことになり、食の安全に対する脅威になることだと指摘しました。

最後に2019年から始まる国連「家族農業の10年間」に触れ、2050年には世界の人口増による食料の不足、飢餓が見通されるなかで、世界全体で推定数5億世帯以上に及び、世界の農家の9割を占め、世界の食料の約80%を生産している家族農業を活性化させ、反収も増加させて全人類

的な食料の確保を図ろうとしていること、そのなかで食料自給率38%の日本には「家族農業の10年」の意味は大きいと指摘されました。

講演には、JA栃木中央会などJAの関係者も含めて30人を超える参加がありました。

● 後半の第17回定期総会では2017年度活動報告、収支決算書、2018年度事業計画、収支予算書（議案は前号に掲載）を全員の拍手で承認したあと、2018年度の役員を選出しました。大学の用務多忙のため理事長を退任する秋山満宇都宮大学教授（副理事長に就任）に替わって太田正作新学院大学名誉教授（前副理事長）を新たに理事長に選出しました。また、新たに赤堀和彦栃木保健医療生活協同組合専務、福田久美子宇都宮市議、村尾光子下野市議、若狭昌稔弁護士が新たに理事に選任されました。

一方、研究所設立以来副理事長などを務められ、研究所の運営に尽力された米田軍平理事は高齢のため退任されました。



小山まち研が第4回定期総会を開催しました

小山市民自治研究会事務局

小山市民自治研究会が2014年6月15日に発足して、今回で満4年を迎えました。総会前半の活動報告では、この1年取り組んできた公共施設管理計画について、宇都宮大学の陣内雄次先生を迎え、矢板市公共

施設再配置計画の策定委員会の座長として関わってきた経緯やその中で感じた市民の方々の声などを紹介していただきました。

矢板市は2016年（平成28年）8月に「矢板市公共施設白書」を、2017年（平成29

年)3月に「矢板市公共施設等総合管理計画」公表し、これらを踏まえて2018年(平成30年)3月に「矢板市公共施設再配置計画」を策定しました。矢板市の公共施設の特徴としては、市営住宅が多く、少子化による小中学校の児童生徒数の減少、公共施設の借地が多いということがあり、公共施設再配置計画(計画期間は2016年(H28)～2045年(H57)の30年間)の中では、市営住宅を縮減し、民間からの借り上げや家賃補助などの代替措置を検討していくこと、小中学校は基幹小中学校に統廃合していくこと、公共施設が借地であったものは、当初の40%から33%に削減になるとのことでした。

陣内先生が策定作業にかかわる中で懸念したことは、公共施設を削減することに対しては反対意見が強いのではということでしたが、策定委員が実際に現地調査を実施したり、委員からの発案で「次世代のために公共施設のあり方を考えるシンポジウム」を行うなど、策定委員になった市民の方々も危機感を持った中で積極的な検討が行われてきたとのことでした。また、シンポジウムの会場でも比較的高齢者の参加が多い中でやらざるを得ないという雰囲気であったとのことでした。

また、インフラ施設(道路、橋梁、上水道、下水道)については、矢板市の公共施設再配置計画では、再配置には適さないという理由から含まれておらず、公共施設等総合管理計画でも軽く触れられている状況でした。

一方、小山市の公共施設については、この1年間の小山まち研の活動の中で「小山市公共施設等総合管理計画行政計画(2016(H28)年3月)」、「小山市公共施設白書(2017(H29)年7月)」、「小山市公共施設

等マネジメント推進計画(2018(H30)年1月)」について見てきましたが、今回の報告ではこれらの計画が策定されていく中で市議会ではどのような議論が行われていたかを議会議事録から見てみました。

これまで計画上、削減目標については金額(40年で400億円削減)は確認できていましたが、床面積についての具体的な数値目標は出ていませんでした。しかし2017(H29)年9月議会の答弁で、「総延べ床面積の約17%」を削減するという具体的な数値についての言及がありました。また、白書や計画に含まれていない新庁舎などの新たな公共施設についてはどのように対処するのかということについても、「上位計画である第7次総合計画の平成32(2020)年の改定に合わせ、更新費用等を反映」することでした。

以前の定例会でも疑問が残った「毎年の更新費用に要する約96億円の財源として、これまで投資的経費(既存更新分の年平均約27億3,000万円に新規整備分約59億5,000万円)の年約86億8,000万円を充当しても年約10億円の財源が不足する」ことについても、2017(H29)年9月議会で質問がありましたが、明確な答弁がなく不明瞭なことが改めて確認されました。

市民の生活に直結する公共施設を今後どうするのかということは、数十年単位での重要な方向性であるため、これから分野別の個別計画が策定されていくことに注視していくことが必要であることを参加者と確認しました。

総会後半では会計報告と新年度予算、活動計画が承認され、活動5年目のスタートを切ることができました。

少子超高齢社会における まちづくりNPOの役割に関する一考察

陣内 雄次（宇都宮大学、研究所理事）

1. はじめに

特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されたのは1998年12月。本年（2018年）は本法施行後20年目にあたるのである。全国における認証団体（＝NPO法人）は、2018年3月末で51,872にのぼる¹⁾。法施行後、毎年2,600近くのNPO法人が誕生した計算になる。同法が認定している活動の種類は現在20分野である。内閣府の資料によれば、NPO法人総数に占める割合が40%を超える活動分野は、第1号「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」（約59%）、第2号「社会教育の推進を図る活動」（約49%）、第3号「まちづくりの推進を図る活動」（約45%）、第13号「子どもの健全育成を図る活動」（約48%）、第19号「連絡、助言又は援助の活動」（約47%）となっている（2018年3月末）²⁾。（NPO法人が申請できる活動分野は一つに限定されない。）

第1号「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を担うNPO法人の割合が圧倒的に多いことが分かる。法人数は30,530、これを都道府県数で按分すると、1地域当たり約650のNPO法人が保健・医療・福祉の分野で活動していることになる。これは、2000年に始まった公的介護保険制度に基づく介護保険事業に多くのNPO法人が参入してきたことが一因であると考えられる。一方、本稿の主要テーマであるまちづくりの分野を活動領域とする法人数は23,108であり、1地域当たり約490となる。

このように、NPO^{注1)}の存在感は我が国でも日々増していることが分かる。特に、東日本大震災からの復旧・復興のまちづくりにおいては、その存在感は顕著である。一方、上記のとおり医療・福祉分野でも重要な役割を發揮している。2015年度の介護保険制度改定により地域包括ケアシステムの構築が本格始動した。地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）になる2025年を目途に、住み慣れた地域と住まいで自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるコミュニティづくりを目指しており、見守り、外出支援、家事支援等のサービス提供者として自治会等地域コミュニティに加え、NPOや民間企業等の参入が期待されている。

本稿は、以上のように、（災害）復興まちづくりや超高齢社会に対応するコミュニティづくりにおいて、一層の活躍が期待されるまちづくりNPO等市民団体に焦点を当て、特に超高齢社会を見据えた福祉まちづくりにおけるその役割と課題について事例を交えつつ検証することを目的とする。

関連する先行研究として、「「まちづくりとNPO（非営利組織）（5つの視点から見る地域再生の意義）」³⁾、倉原宗孝、野中里菜「岩手県における復興支援事業にみるNPO等の活動 地域のまちづくりに向けて震災復興に生まれる市民活動の現状と考察 その1」⁴⁾、野崎隆一「阪神・淡路大震災から東日本大震災へ：まちづくりNPOの

視点から」⁹⁾、郭莉莉「日本の高齢化と小規模多機能ケアの実践 札幌市のNPOの事例調査より」¹⁰⁾などがあるが、まちづく

りNPOの福祉まちづくりにおける可能性と課題を考察したものは見当たらず、そこに本論の意義があると考えられる。

2. 事例に見るまちづくりNPO等民間市民団体の役割

(1) まちづくりについて

まちづくりに関する定義は論者によって様々である。「まち」を「つくる」というニュアンスから、いまだに道路など施設を整備することが「まちづくり」であるという認識を持つ人も多いようである。度々まちづくりの同義語として使われる都市計画は、行政主導による施設整備や土地利用等に関する規制・誘導など法的根拠を持つ行為であり、対象とする範囲は行政区域と広範である。一方、まちづくりは市民主体であり、町内会など身近なエリアを対象に、自らが暮らす環境の保全及び改善に取り組む運動

である、と本論では定義する。したがって、まちづくりは福祉や介護などに限らず生活全般に関わることを対象とする。ただし、市民だけで行えることは限られているため、NPO、行政、事業所等との協力が必要になるのであり、市民により近いところにある、あるいは当事者である市民が設立することができるNPOが重要な役割を担うことになるのである。

以下、筆者が関与しているNPO等民間市民団体の事例を紹介しつつ、NPOの本来的な存在意義とは何なのかを考える。

(2) 事例から見る役割の省察

1) NPO法人福聚会 (1999年栃木県認証、所在地：栃木県鹿沼市)

1996年、宅老所「無量荘」を栃木県鹿沼市の中山間地に開所し、ボランティア団体として宅老事業を開始。このボランティア団体が母体となり、1999年にNPO法人化し介護保険の指定を受け、宅老所からデイサービスセンターへ移行した。2005年には、JR鹿沼駅より歩10分程度の場所で、認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム「無量荘」、2ユニット）を開始した（写真-1）。当グループホームの開設に当たっては、福聚会が中心になって、認知症高齢者と同居する家族、一般市民、専門家等をメンバーとする任意団体「鹿沼グループホーム応援団」を新たに立ち上げた。「市民主体のプロジェクト」を基本に、用地や資金の手当てのための調査や活動、認知症やグループホームに関する勉強会、シンポジウ



写真-1 グループホーム無量荘
(2007年4月筆者撮影)

ムの開催、月1回のミーティング等を4年間積み重ねた。専門家としては、デイサービス「無量荘」の職員の他に、まちづくり、造園、建築、不動産の領域の人材がボランティアベースで参画した。ここで重要なのは、まちづくり、造園、建築などの専門家

が関わることにより、福聚会のNPO法人としての活動領域が、高齢者介護ということに限定されず、一層積極的に地域に関わる方向に発展していったことである。グループホーム開設後、応援団と協力しつつグループホームを拠点に、地域住民と入居者との交流や職員との顔の見える関係づくりを目指して、オープンランチョン（昼食会）、縁側カフェなど地域に開かれた様々な取り組みが展開されている。さらに、2012年、生きがい特化型デイサービスを、グループホームから歩数分の場所に開設した。囲碁等趣味のカルチャー講座を提供することで、利用する高齢者ばかりでなく地域住民の居場所になることも目指している。デイサービスは女性の利用者が多いが、本施設では男性も参加したくなる講座内容とし、男性のひきこもり問題を解消したいという。

以上、NPO法人福聚会による高齢者へのケアを中心とするまちづくりの事例であるが、まちづくりや建築等の専門家が「応援団」のメンバーとして協力を継続しているのは、福聚会の活動理念（後掲）に共感したからであり、また、デイサービスでその理念が実践されていることを目の当たりにしたからである。地域社会に根を張りつつ、行政や企業ではできない新たなモデルを追求し普遍化していくというNPOへの期待である。磁力に引きつけられるように、

それまでは接点がなかった当事者（認知症高齢者）の家族ばかりでなく、市民や専門家が結集し、4年間かけて困難なプロジェクトを成し遂げた。そのプロセスで、専門家は相互にそれぞれの領域のことを学び専門性を発揮し、市民は自らの役割を見出し、家族は当事者を代弁しニーズをダイレクトに専門家へ伝えることができたのである。ここに、人を含めた社会資源をつなぐことで単独では不可能であったことを可能にする、というNPOの役割を見出すことができる。つなぐ磁力となるのは、NPOのミッションであり、ミッションが実現されていくというダイナミズムと達成感を共有できることである。さらに、点であったケアの拠点と地域、住民、まちづくりの専門家をつなぐことによって、線から面へと広がるまちづくり活動へ転換していくのである。

【活動理念】

高齢者が敬われつつ、自由に生き生きと余暇を過ごされるように、又ご家族に安定した時間と心のゆとりを提供出来る様にしてゆきたい。高齢者をとりまく環境を整備することは、新しい地域社会の福祉システムの構築に他ならない。子供から高齢者まで、あらゆる年齢層に及ぶ、地域的、人的な資源を有効に活用し時間をかけて福祉モデルを提供し、一般化できるような無量に広がる施設を目指す⁷⁾。

2) 認定NPO法人宇都宮まちづくり市民工房 (2005年栃木県認証、所在地：栃木県宇都宮市)

本NPO法人の前身は、宇都宮市民活動サポートセンター運営会議である。市民活動サポートセンターを開設する目的で、宇都宮市が2000年2月に「市民活動サポートセンター設立懇談会」を設置。2000年2月～3月の2ヶ月間に3回懇談会を開催しセンターを設置するという、“結論ありきのカ

タチだけの懇談会”に委員の間から強い反対意見が出された。その結果、市民を主要メンバーとする運営会議が2000年8月に設置され、市がセンターを開設するが、実質的なセンターの運営は運営会議が担う「官設民営」方式が採用されることになったのである（2000年10月にセンターオープン）。

運営会議は発展的に解消し、市民主体のまちづくりの実現を目指して2005年にNPO法人へ移行、市からセンターの運営を委託されることとなった。NPO法人設立に当たり、「市民の手による、市民のためのまちづくり」の実現を目指し、市民立のシンクタンクとして調査・研究および政策提言を、またドゥタンクとしてのまちづくり活動の実践を担う、ことがミッションとして掲げられた。ミッションを達成するために、同法人の事業の3本柱として、調査・研究および政策提言、コミュニティ活性化事業の支援、宇都宮市民活動サポートセンターの運営が設けられた。つまり、運営会議の期間はセンター運営が主要事業であったが、NPO法人移行後はそれに加えて、2つの主要事業が加わったのである。その後、宇都宮市民活動サポートセンターに代わって、2012年4月「宇都宮市まちづくりセンター」が開設され、市民工房はその指定管理者となった。

以上が、市民工房の概略であり、市民工房が一貫して注力しているのは、市民活動団体（NPOやボランティアグループ）～自治会（地域）～事業所～行政をつなぐ、つまり4者連携の可能性を拡げることにある。ここに福祉のまちづくりにおける市民工房の大きな役割を見出すことができる。それぞれの主体を上手くつなぎ、新しいムーブメントを創出していくことは、非常に困難なことである。地域福祉を展開する上で、地域にある資源（人、組織、施設など）をネットワークすることが重要になるが^{注2}、市民工房はNPO法人化以前からの経験と実績があり、コーディネータ力に長けた専従職員がいることが強みとなっているのである。具体的な事例としては、栃木県内の



写真－2 現地での農作業の様子
(2011年7月筆者撮影)

限界集落化している山間地域の活性化事業に取り組んでいる（写真－2）。正に、自助～共助～公助のバランスという地域福祉の観点が問われるのであるが、当該地域だけでは取組が困難な事業であるため、宇都宮市在住の若者や農家などに参画してもらっている。また、当該地域を走る民間鉄道会社とも協力している。他の事例としては、宇都宮市の地元企業からの依頼で、自治会参画の基、新たなコミュニティづくりのプロジェクトを立ち上げたこともある。加えて、センター運営に直接関わることにより、センターそのもののあり方に影響を与えることができるというメリットも内包している。

加えて近年は団体内に共助社会研究会を立ち上げ、子ども食堂、居場所をキーワードに新たな居場所づくりの可能性について研究を進めている。

ただし、市民工房の財源のほとんどはセンターの指定管理者としての収入に依存している。指定管理者から外れてしまうと市民工房自身の存立の危機に立たされるのであり、行政と対等な立場になることが難しいのが現実である。

3) とちぎ市民まちづくり研究所 (2002年活動開始、所在地：栃木県宇都宮市)

とちぎ市民まちづくり研究所は、市民活動のプラットフォームを目指し2002年に活動を開始した任意団体である。事務所を設けるため、長屋タイプの空き店舗（3店舗が壁を共有して立地）の真ん中を借用して事務所とし、2004年にその一角に子どもの居場所として駄菓子屋「飴ん坊」をオープンした。さらに、2005年に左側の空き店舗を借用し、セルフ・リノベーションで半年かけて改修し、コミュニティカフェ「ソノヨコ」をオープンした。ソノヨコは曜日替わりシェフ・システムであり、“市民の手による市民のためのコミュニティ・ビジネス支援施設”を目指している。建物が老朽化し取り壊しになることから、近隣の空き店舗を借用し2009年に移転した。1階をコミュニティカフェ「ソノツギ」と駄菓子屋「飴ん坊」、2階の2室をそれぞれシェアオフィス、NPO法人の事務所とした（写真－3）。この移転に伴い、とちぎ市民まちづくり研究所を解散、「ソノツギ実行委員会」へと移行し、出店者は全員、実行委員会のメンバーになり“共同運営者”として関わることになったのである。

以上が、とちぎ市民まちづくり研究所の変遷と取組内容であるが、ソノヨコ、ソノツギから独立し巣立っていった出店者達がいる。NPO法人を設立、自宅の一部を改修しコミュニティカフェを運営、自宅で週一カフェを実施、地域起こしの会社を設立など様々である。任意団体が始めたささやかな試みが、「市民育ち」の場^{注3}となっているのである。また、ソノヨコ、ソノツギでは各店舗の企画により、様々なイベント、展示会等が開催されている。例えば、地域



写真－3 ソノツギ
(2011年10月筆者撮影)

包括支援センターや建築設計事務所と組んで、介護保険制度、住まいのバリアフリーに関する勉強会が開催された。それまで介護保険などに関心がなかった近隣の高齢者や主婦が参加し、地域包括支援センター職員や建築家の話に刺激を受け、住み続けられる住まいや制度のことを考えるようになったのである。「近くにあるお店だから気軽に立ち寄れた」ということであった。福祉のまちづくりへの多様な入口を身近な場所につくるという市民活動団体の役割を提示する一例である。

加えて近年は、月1回（毎月最終金曜の18時～20時）「地域の台所 あいあい食堂」がソノツギにて開催され、毎回多くの子どもと大人で賑わっている。中心スタッフは宇都宮大学の学生であるが、近隣在住の主婦などのボランティア、食材（米や野菜など）の寄付があるなど、コミュニティへのネットワークの拡がり確認できる。

3. まとめ —まちづくりNPO等民間市民団体の展開に向けて—

以上の事例を参考に、まちづくりNPO等民間市民団体の福祉のまちづくりにおける役割について検討する。

介護保険制度の介護事業者や地域包括支援センターの運営者となっている福祉NPOの場合、日々の業務に忙殺されているケースが多い。また、「まちづくり」ということに関しては専門性が弱いし、当然、その分野に長けた職員は稀である。このような福祉NPOの弱点をカバーするところに、まちづくりNPO等民間市民団体の役割を見出すことができる。本稿で紹介した事例

① ヒト、モノ、コトなど社会資源をつなぐことで、福祉NPO単独では不可能であ

ったことを可能にする (図—1)。

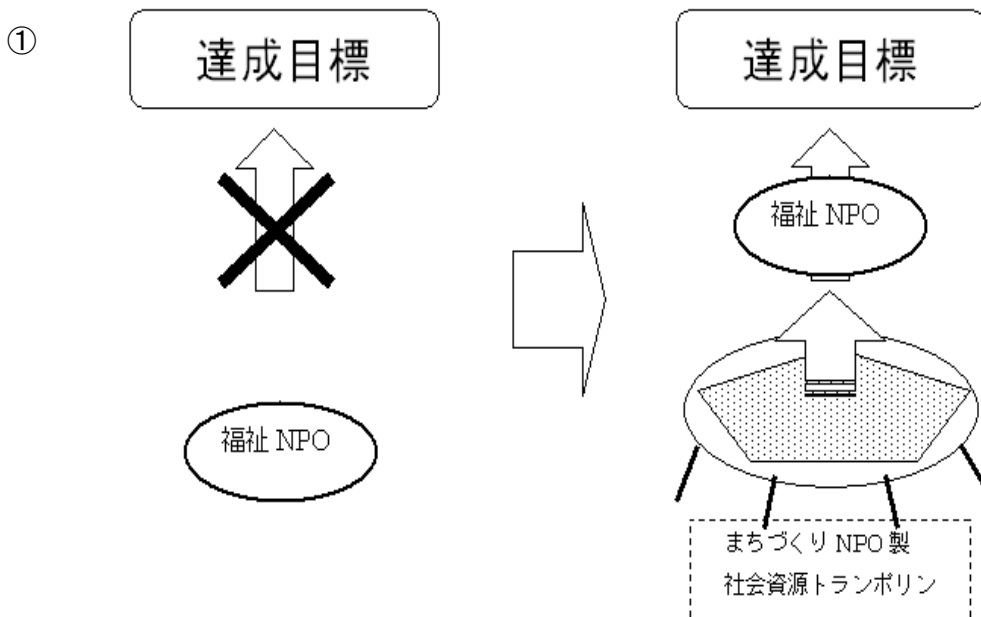
② 点であったケアの拠点と地域、住民、まちづくりの専門家をつなぐことによって、線から面へと広がるまちづくり活動へ転換することができる (図—2)。

③ 市民活動団体 (NPOやボランティアグループ) ~自治会 (地域) ~事業所~行政をつなぐ、コーディネーター。

④ ③と関連するが、4者連携を進めることにより、新しいムーブメントや革新的な方法論を創出する。

⑤ 「市民育ち」の場となる。

⑥ 福祉のまちづくりへの多様な入口を、住民の身近な場所につくる (図—3)。



図—1 まちづくりNPO=社会資源トランポリン

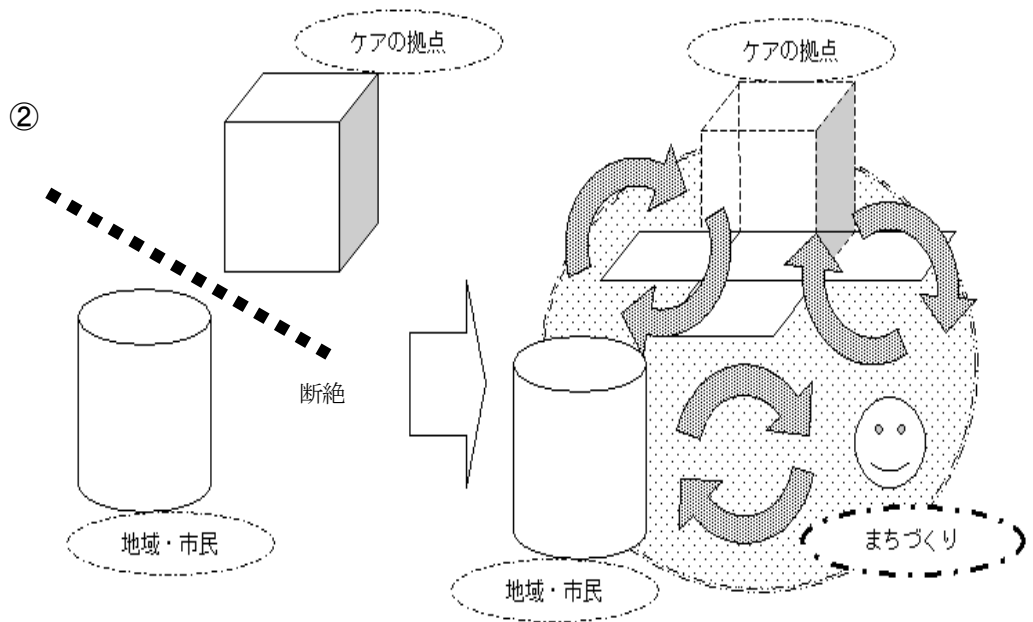


図-2 閉ざされたケアの拠点を開き地域資源へ

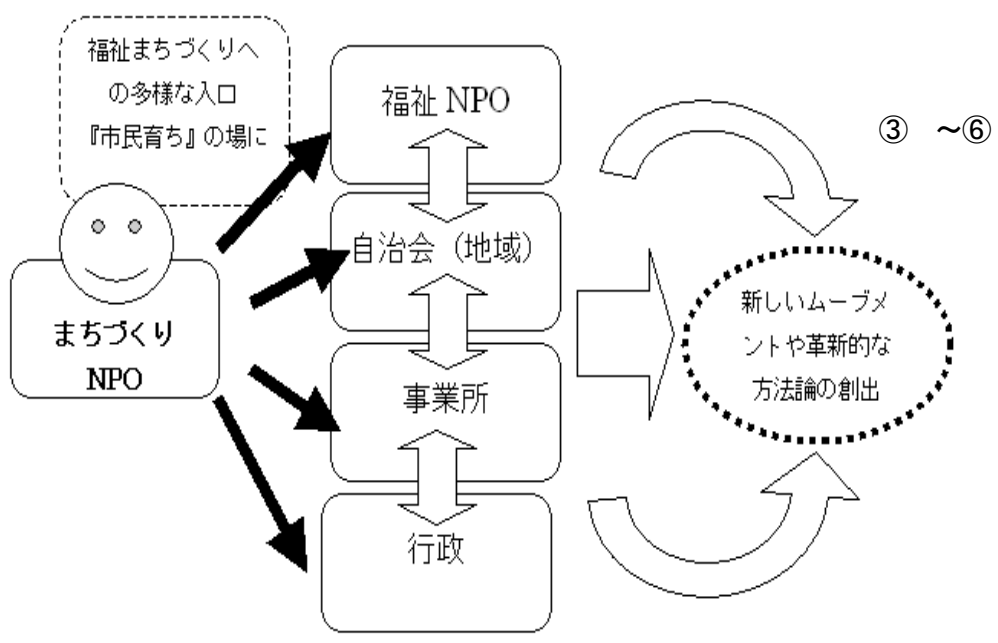


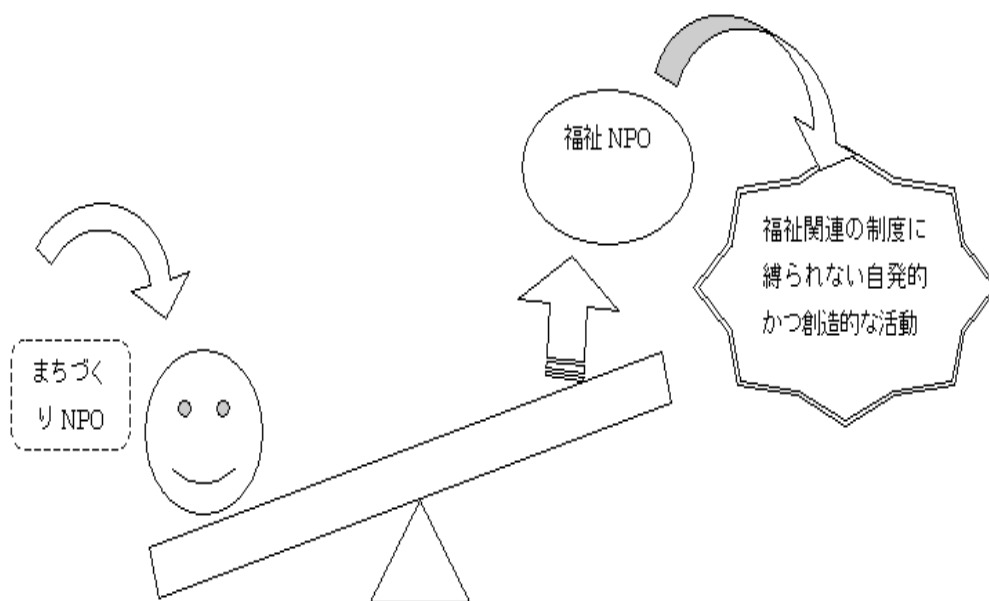
図-3 新たなムーブメントや方法論の創出

もちろんこれだけではない、福祉や介護に関する世論を形成するという役割（政策提言）もある。例えば、介護サービスの質の向上を図り、安心して生活できる地域社会の構築に寄与することをミッションとするNPO法人アスク（所在地：栃木県那須塩原市）は、市町村の介護保険等の取組に関する調査活動を進め、積極的に政策提言を行っているのである。

まちづくりの現場は、少子高齢化のうねりの中、大きな困難に直面している。縮退社会（shrinking society）へと転換した今日、戦後の成長モデルに立脚したまちづくりの方法論が通用しない。正に、まちづくりのイノベーション（変革）が求められているのであり、その主役としてNPO等民間市民団体への期待が大きい。イノベーションは、福祉のまちづくりでも重要な視点

である。つまり、福祉まちづくりの現場に、まちづくりNPO等民間市民団体に関わることによって、福祉まちづくりの取組が革新的に進むことが期待されるのである。総括すれば、まちづくりNPO等民間市民団体の最も重要な存在意義は、福祉関連の制度に縛られない自発的かつ創造的な活動を、福祉NPO等と連携し誘発することにあると言えよう（図—4）。そのことにより、福祉まちづくりにおけるイノベーションが進み、一人ひとりのQOL（生活の質）の向上が可能となるのである。

ただし、まちづくりや福祉など領域をこえた共通した課題^{注4}にNPO等民間市民団体は直面しており、それら課題を乗り越えなければ前述の役割を有効に発揮することは時として困難であるということを経験してきている。最後に指摘しておきたい。



図—4 自発的・創造的な活動の誘発

【参考文献・引用文献】

- 1) 内閣府 N P O ホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-zyuri> (2018年5月5日)
- 2) 前掲1)
- 3) 「まちづくりとNPO (非営利組織) (5つの視点から見る地域再生の意義)」『Joy ARC』一般財団法人常陽地域研究センター、pp.35-38 (2005)
- 4) 倉原宗孝、野中里菜「岩手県における復興支援事業にみるNPO等の活動 地域のまちづくりに向けて震災復興に生まれる市民活動の現状と考察 その1」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (近畿)』、pp.1135-1136 (2014)
- 5) 野崎隆一「阪神・淡路大震災から東日本大震災へ：まちづくりNPOの視点から」『まちと暮らし研究』一般財団法人地域生活研究所、pp.8-15 (2014)
- 6) 郭莉莉「日本の高齢化と小規模多機能ケアの実践 札幌市のNPOの事例調査より」『北海道大学大学院文学研究科研究論集 (15)』、pp.253-270 (2015)
- 7) N P O 法人 福 聚 会 ホーム ペ ー ジ <http://ameblo.jp/muryoso/theme-10023716809.html> (2016年8月10日)

【補注】

- 注1：本稿では、法人格の有無を問わず様々な分野で公益的な市民活動を行う非営利の民間団体をNPOと呼ぶこととする。
- 注2：例えば、山手茂『福祉社会形成とネットワーク』(亜紀書房、1996年)などの指摘。
- 注3：例えば、佐藤宏は「総説 地域福祉を担うNPO法人の実態的評価に向けて」(『上武大学看護学部紀要』2007年9月、pp.15-30)の中で次のように述べている。
「NPOという「場」に「地域福祉」という観点から人々が参画することの意義はコミュニティ再生という役割があるといえる。そこでNPOは「社会的ニーズ」のある「ボランティア活動の受け皿」をどれだけ「市民」に提供できるのか、ということになる。地域福祉の理念である「福祉コミュニティ」形成の場としてNPOは機能しなければならない。」(p.22)
- 注4：例えば、資金不足、マンパワー不足、専門性の不足など。資金不足に伴い、行政の委託を安易に受け、行政の下請け化しているNPO法人が見受けられることは残念なことである。